

役員報酬等支給基準に関する規程

制定 平成 5 年（総会議決）

最近改正 平成 2 2 年 6 月 1 0 日（総会議決）

（総則）

第 1 条 この規程は、定款第 2 1 条の規定に基づき常勤役員の報酬等の支給基準を定めるものとする。

（報酬等の種類）

第 2 条 役員の報酬等の種類は、次のとおりとする。

（ 1 ）年俸

（ 2 ）通勤手当

（年俸）

第 3 条 年俸は、国家公務員の指定職に準じる取扱いとし、総額で 3 0 0 0 万円を限度とする。

2 年俸の額は、理事会の承認を得て、会長が定める。

（通勤手当）

第 4 条 役員で交通機関を利用するものに対し、通勤手当として定期券購入の実費を支給する。

（実施細則）

第 5 条 本規程の実施に必要な事項については、職員給与規程を準用する。

付 則

この規程は、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 1 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 6 月 1 0 日から施行する。